

条例の改正

グループ制 (行政機構図)

課室名	班名	人員	担当
総務課	庶務管財班	8	庶務担当 管財担当
	人事電算班	6	人事担当 電算担当
企画財政課	政策財政班	6	企画担当 財政担当
	地域振興班	6	地域振興担当 商工振興担当
税務住民課	税務班	9	税務担当
	住民班	6	住民担当
保険健康課	保険年金班	7	保険年金担当
	健康増進班	7	健康増進担当
福祉人権課	福祉高齢者班	11	福祉民生担当 高齢者福祉担当
	児童人権福祉班	29	児童福祉担当 人権推進担当
農政環境課	農政環境班	7	農政担当 生活環境担当
			庶務用地担当
建設課	建設班	11	土木担当 建築担当
上下水道課	下水道班	4	下水道担当
	上水道班	10	上水道担当
会計収納対策課	会計収納班	5	会計担当 収納担当

※ 人員には課長職は含んでいません。

本年4月 グループ制導入

課室局を12課から9課に統廃合

(賛成11・反対1で可決)

町の組織を多様化する
住民のニーズや行政課題
に迅速かつ効果的に対応
できるものとするため、
行財政改革の一環として
段階的に課室局の統廃合

を行ってきました。
その最終段階として、
本年4月から現行の12
課から9課に統廃合しま
す。

グループ制とは、各班ごと仕事の
忙しい時期は、班員が協力して事務
処理を行います。

これまでより少ない職員で柔軟な
効率のよい事務処理がねらいです。

全体の職員数と普通会計職員数の推移 (4月1日現在)

	平成17年	平成19年	平成22年
全体の職員数	355人	360人	345人
普通会計職員数	156人	153人	138人

※普通会計職員数には、病院、水道、老人保健施設
などの職員は含んでいません。

平成22年4月までに 役場職員数を 18人削減

(全員賛成で可決)

平成17年4月1日現在、
普通会計職員156人を
平成22年4月1日までに
138人とすることを目
標に、人事配置の合理化
を図りながら課室局の統
廃合も段階的に進めてき
ました。
今後とも退職者の補充採
用をしないことで達成す
ることにしています。

人事院勧告 役場職員の給 与引き上げ

《若年層のみ》
(全員賛成で可決)

昨年8月の国の人事
院勧告を受け、若年層
の給料表の引き上げを
行いました。その結果、
平均給与が0.35%の
引き上げとなります。

また、勤勉手当の支
給率を0.05月引き上
げますが、地域手当が
2年間で段階的に廃止
されます。

納期6月から翌年3月に 国保税の納 期・税額の端 数処理を改正

(全員賛成で可決)

現行の4月から翌年
1月までの納期を、6
月から翌年3月までに
改め、各納期の税額を
均等にすることで、被
保険者が納付しやすい
ように、現在の千円未
満の端数処理を百円未
満に改正します。